

令和 8 年 1 月 23 日
(一財)海上災害防止センター

H N S /特定油タンカー資機材・要員配備証明書の新規・更新取得について (年間証明書をご取得予定の皆様へのお知らせ)

H N S (ケミカル、白物油)/特定油(黒物油)タンカー関係の皆様には、日頃から弊センターの実施しております各証明書(以下「証明書」という。)発行サービスをご利用いただき有難うございます。

つきましては、新たに令和 8 年度の年間証明書の取得をご希望の場合や、令和 7 年度の年間証明書をお持ちで継続をご希望の場合は、下記内容をご確認のうえ期間内の新規・更新手続きをお忘れにならないようお願い申し上げます。

令和 8 年度の年間証明書(有効開始日が令和 8 年 4 月 1 日からのもの)の受付は、令和 8 年 2 月 1 日(日)～令和 8 年 3 月 1 9 日(木)となっておりますが、上記期間に年間証明書を取得できなかった場合には、各証明書に関する料金規程に基づき、証明書料金のほかに追加料金(10%、外税)を徴収することとなっておりますので、ご留意のほどお願い申し上げます。

記

留意事項「締切日以降の年間証明書の申込み」について

- ① 3月20日以降～3月31日の間に年間証明書を申し込む場合は、緊急発行として追加料金(10%外税)を徴収します。
- ② 上記①以降の4月1日～4月30日の間に令和8年度の年間証明書をお申し込みご希望の場合にも、追加料金(10%外税)を徴収します。ただし、有効期間開始日が5月1日以降(実質の有効期間が1ヶ月以内)となる年間証明書の発行では、有効期間開始日の2営業日前に申込・着金した場合は、追加料金を徴収しません。
- ③ 締切日(3月19日(木))までに申込みを行っていても、弊センターで着金が確認できない場合については、締切日以降の取扱いに該当致しますので、追加料金を徴収します。

※ 毎年最終日に申込手続き及び入金を行ったが、翌日扱いになってしまうというケースが多発しております。(今年度は、3月19日(木)15:00までの着金が必須です。それと同時に年間証明書の新規・年度更新専用サイトも15:00で閉まります。)十分な余裕をもって、お手続きを宜しくお願い致します。

【申込】

年間証明書の有効期間開始日が4月1日から4月30日までの間で、申し込みが**3月20日以降4月30日までの間**（銀行休業日を除く。）の場合は、緊急発行となり、料金は年間証明書（12ヶ月）分と、10%の手数料を徴収致します。

年間証明書の有効期間開始日が5月1日以降の申し込みの場合は、料金は年間証書（12ヶ月）分のみで、追加料金はありません。

【海上保安庁への報告】

3月27日（金）までの申し込み分は、海上保安庁への報告はセンターが代理して行います。

3月30日（月）以降は従来どおり、センターによる代理報告はできませんので、船舶所有者等の責任において海上保安庁へ必要な報告をお願い致します。

各報告の様式は、海上保安庁のホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>)、又は最寄りの管区海上保安本部、海上保安部署等で入手可能です。

以 上